

平成28年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：民事訴訟法（配点：80点）

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」と「法科大学院全国統一適性試験受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

(民事訴訟法)

第 1 問

Xは、歩道を歩行中、Yが運転する自転車と接触して転倒し、重傷を負った。そこで、Xは、Yを被告として、民法 709 条に基づき入院治療費などの損害賠償を求める訴えを提起した。訴訟では、Yに過失があったかが争点となった。

Xは、Yが猛スピードで歩道を走行していたから、Yに過失があると主張したのに対し、Yは、そのようなスピードの出し過ぎの事実はなかったと争った。Xは、Yのスピードの出し過ぎの事実を証明すべく、事故目撃者Aの証人尋問を申し出た。

この事例を前提に、次の各問に答えなさい。なお、各問は、それぞれ独立した問題である。

(配点：40 点)

問 1 証人Aの尋問の結果、裁判所は、Aの証言から、Yに前方不注意の事実があったとの確信を抱くにいたった。Yの前方不注意の事実を、X、Yのいずれも主張していないにもかかわらず、裁判所は、その事実からYの過失を認定し、結局、Xの請求を認容する判決を言い渡した。この判決について、訴訟法上問題となる点を挙げて、論じなさい。

問 2 証人Aの尋問の結果、裁判所は、Aの証言から、Yにスピードの出し過ぎの事実があったとの確信を抱く一方で、事故当時、Xにも前方不注意の事実があったと確信するにいたった。X、Yのいずれからも、Xの前方不注意の事実の主張や、Xに過失があるとの主張はなかったが、裁判所は、判決に際して、民法 722 条 2 項を適用して、Xの請求認容額を減額した。この判決について、訴訟法上問題となる点を挙げて、論じなさい。

(民事訴訟法)

第 2 問

Xによると、Xは、Aに対して、すでに履行期が到来した 500 万円の貸金債権（以下、「甲債権」という。）を有しているが、Aは、一向に返済しようとしなない。Aは、AがYに対して有する 500 万円の売買代金債権（以下、「乙債権」という。）以外にこれといった資産もなく、XがAに乙債権の取立てを促しても、一向に取立てをしようとしなない。そこで、Xは、民法 423 条 1 項に基づき、Yを被告として、500 万円の売買代金の支払いを求める訴え（以下、「本件訴え」という。）を提起した。

本件訴えに対して、Yは、甲債権が存在しないので、Xには本件訴えについての当事者適格がなく、訴えが不適法であると主張するとともに、乙債権はすでに弁済したと主張した。

この事例を前提に、次の各問に答えなさい。なお、各問は、それぞれ独立した問題である。

(配点：40 点)

- 問 1 本件訴えの係属中に、Aが自ら、Yを被告として、乙債権の履行を求める訴えを提起した場合、裁判所がこのAの訴えをどのように扱うべきかを論じなさい。
- 問 2 裁判所が審理していたところ、Yの主張どおり、乙債権がすでに弁済により消滅していることが、早々に明らかになった。この場合、裁判所が、甲債権の存否の判断を省略して、直ちにXの請求を棄却する判決を言い渡すことができるかを論じなさい。